

岐阜県公報

第二千三百四十号
平成二十四年四月二十四日

(火曜日)

目次

告示

飛驒市の区域内の字の区域変更

解除予定保安林とする旨の通知

保安林に指定する予定の変更の通知

道路の供用開始

建築士の免許の取消し

保安林の指定予定

岐阜県警察関係手数料徴収条例に基づく手数料の徴収事務の委託

(市町村課)二六一

(治山課)二六二

(同)二六二

(道路維持課)二六三

(建築指導課)二六三

(飛驒農林事務所)二六三

(交通規制課)二六四

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

土地改良事業の工事の完了

基本測量の終了

公共測量の終了

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

落札者等に関する公示

土地改良区役員の退任及び就任

同

土地改良区の定款の変更認可

(商業流通課)二六四

(農地整備課)二六四

(用地課)二六四

(同)二六五

(都市政策課)二六五

(会計課)二六六

(西濃農林事務所)二六七

(可茂農林事務所)二六八

(恵那農林事務所)二六八

告示

岐阜県告示第百八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、飛驒市の区域内の字の区域を変更した旨飛驒市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
河合町角川字島向	河合町角川字大堀の全部
河合町大谷字せんのそう	河合町大谷字せきの平の一部

この処分は、平成二十四年四月二十四日から効力を生ずる。
平成二十四年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 掲示場
県庁及び飛驒市役所
- 二 掲示物
字界変更調書 その他必要な書類
- 三 掲示期間
平成二十四年四月二十四日から
同 年五月十五日まで

岐阜県告示第二百九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、飛騨市の区域内の字の区域を変更した旨飛騨市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
河合町元田字細洞	河合町元田字沢上尾の全部
河合町元田字下ノ平	河合町元田字下島の一部
河合町元田字廻り尾	河合町元田字けぶり谷の全部

この処分は、平成二十四年四月二十四日から効力を生ずる。

平成二十四年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 掲示場
県庁及び飛騨市役所
- 二 掲示物
字界変更調書 その他必要な書類
- 三 掲示期間
平成二十四年四月二十四日から
同 年五月十五日まで

岐阜県告示第二百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその

内容を告示する。

平成二十四年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
岐阜市大字太郎丸字小万場二二六二の一三二（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備え置いた縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林に指定する予定の森林の所在場所について変更した旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 変更後の保安林予定森林の所在場所
本巣市根尾松田字川瀬四一の一、四一の四、四四の五
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年四月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日)
一般 国道	二百四十 八号	関市倉知字砂利洞二四一五番 七地先から 同市同 字佃二五〇七番一地 先まで	三五〇〇	平成 二四・四・二四	平成 二五・一・二七

岐阜県告示第二百十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第九条第一項の規定により免許の取消しをしたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 免許の取消しをした年月日
平成二十四年四月十一日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

(一) 建築士の氏名
山田 正光

(二) 建築士の別
二級建築士

(三) 登録番号
岐阜県知事登録第六八七三号

三 免許の取消しの理由
法第七条第三号に該当するに至ったとして、法第八条の二第三号の規定に基づき平成二十四年四月九日付けで本人から岐阜県知事に対し届出があった。

岐阜県告示第二百十四号

平成二十四年四月二十四日

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
飛騨市宮川町種蔵字井ノコ谷四八八の一、四八八の八

二 指定の目的
なだれの危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県飛騨農林事務所及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百十五号

岐阜県警察関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第四十号)別表第一七の表一の項及び二の項に規定する手数料の徴収事務について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により次のとおり委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

受託者の名称及び住所 株式会社公安警備 岐阜県関市側島二八八 番地一	委託事務の内容 パーキング・メーター作動手 料及びパーキング・チケット発 給手数料の徴収事務	委託期間 平成二十四年四月一日 から平成二十五年三月 三十一日まで
---	---	--

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年四月二十四日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

ホームプラザナフコ養老店

岐阜県養老郡養老町瑞穂字旭三八五 一 外

二 意見の概要

養老町長の意見

・店舗申請地に接する道路は、近隣にある小学校の通学路となっていることから、登下校時における車輛の出入りに十分な配慮を願いたい。
 ・地域環境の保全に最大限の配慮を願いたい。
 (届出事項 新設)

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類 県営水質保全対策事業	施行に係る地区名 羽島二期地区	工事完了年月日 平成二四・三・二一
---------------------	--------------------	----------------------

基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十四年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）

三 作業期間

平成二十三年五月九日から

同 二十四年三月三十一日まで

四 作業地域

県内全域

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜市

二 作業種類

公共測量（都市計画基本図作成）

三 作業期間

平成二十三年九月二十六日から

同 二十四年三月二十一日まで

四 作業地域

岐阜市長が指定する場所

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域

岐阜県飛騨市古川町寺地及び笹ヶ洞の一部（寺地・笹ヶ洞）（ ）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛騨市古川町（寺地及び笹ヶ洞の一部）の地籍図

岐阜県飛騨市古川町（寺地及び笹ヶ洞の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年四月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域

岐阜県飛騨市宮川町打保の一部（打保）（ ）

三 調査を行った期間

平成二十年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛騨市宮川町（打保の一部）の地籍図

岐阜県飛騨市宮川町（打保の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年四月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域

岐阜県飛騨市河合町元田の一部（元田）（一）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛騨市河合町（元田の一部）の地籍図

岐阜県飛騨市河合町（元田の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年四月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域

岐阜県飛騨市河合町大谷の一部（大谷）（一）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛騨市河合町（大谷の一部）の地籍図

岐阜県飛騨市河合町（大谷の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年四月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域

岐阜県飛騨市河合町大谷の一部（大谷）（一）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛騨市河合町（大谷の一部）の地籍図

岐阜県飛騨市河合町（大谷の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年四月二十四日

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十四年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

1 調達物品等の名称及び数量 岐阜県警察本部庁舎で使用する電気の調達 3,201,000 kWh

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成24年1月26日

4 落札者を決定した日 平成24年3月7日

5 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区大手町一丁目4番2号
丸紅株式会社 国内電力プロジェクト部
部長 吉賀 博

6 落札金額 59,376,309円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

- (1) 部署の名称 岐阜県警察本部総務室会計課
- (2) 所在地 岐阜市藪田南2丁目1番1号

土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	年月日	役名	氏名	住所	所
士地区	平成24年4月24日	理事	日比嘉 嘉	養老郡養老町沢田	六八六番地
牧田川用水地区	平成24年4月24日	同	伊藤 武夫	同	一〇五番地
水地区	平成24年4月24日	同	澁谷 勇	同	四八番地一
良地区	平成24年4月24日	同	安藤 三男	同	一六番地一

就任した役員

土地改良区	年月日	役名	氏名	住所	所
士地区	平成24年4月24日	同	三宅 邦彦	同	六四八番地
牧田川用水地区	平成24年4月24日	同	久保田 和夫	同	四一番地
水地区	平成24年4月24日	同	山崎 守	同	一〇九六番地
良地区	平成24年4月24日	同	田中 郁夫	同	二八番地
		同	栗田 榮一	不破郡垂井町栗原	六六一番地
		同	桐山 昭	大垣市上石津町乙坂	五七番地
		同	青山 貞夫	同	三二四番地一
		同	日比野 富士男	同	三二番地一
		同	長澤 博	同	二八五番地
		同	高橋 和吉	同	一六九番地一
		同	安福 勝	同	一一九一番地
		同	木村 政明	同	一一三六番地一
		同	日比健治	同	五五九番地二
		同	川瀬 芳廣	同	三九九番地
		同	野村 千浩	同	八三二番地一
		同	川瀬 芳廣	同	三九九番地
		同	日比健治	同	五五九番地二
		同	木村 政明	同	一一三六番地一
		同	高橋 和吉	同	一六九番地一
		同	安福 勝	同	一一九一番地
		同	木村 政明	同	一一三六番地一
		同	日比健治	同	五五九番地二
		同	川瀬 芳廣	同	三九九番地
		同	野村 千浩	同	八三二番地一
		同	川瀬 芳廣	同	三九九番地
		同	日比健治	同	五五九番地二
		同	木村 政明	同	一一三六番地一
		同	高橋 和吉	同	一六九番地一
		同	安福 勝	同	一一九一番地
		同	木村 政明	同	一一三六番地一
		同	日比健治	同	五五九番地二
		同	川瀬 芳廣	同	三九九番地
		同	野村 千浩	同	八三二番地一
		同	川瀬 芳廣	同	三九九番地
		同	日比健治	同	五五九番地二
		同	木村 政明	同	一一三六番地一
		同	高橋 和吉	同	一六九番地一
		同	安福 勝	同	一一九一番地
		同	木村 政明	同	一一三六番地一
		同	日比健治	同	五五九番地二
		同	川瀬 芳廣	同	三九九番地
		同	野村 千浩	同	八三二番地一
		同	川瀬 芳廣	同	三九九番地
		同	日比健治	同	五五九番地二
		同	木村 政明	同	一一三六番地一

同	安福勝	同	橋爪	一九一番地
同	高橋和吉	同	中	一六九番地一
同	日比野富士男	同	豊	三三番地一
同	古川充弘	同	宇田	一四九番地
同	高木裕	同	飯田	一五〇番地一
同	栗田勇吾	同	不破郡垂井町栗原	一六〇四番地
同	桐山保廣	同	大垣市上石津町乙坂	四四番地
同	監事 高木松雄	同	養老郡養老町沢田	七八六番地
同	西脇敏郎	同	竜泉寺	二二七番地
同	久保田和夫	同	橋爪	四一番地
同	長澤博	同	宇田	二八五番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員				
土地改良区名	年月日	役名	氏名	住所
八百津町和知土地改良区	平成二四・三・三	理事	長谷川 薫	加茂郡八百津町和知二〇六二番地四
同			高見和夫	二二七一番地
同			杉山敦美	二四一四番地二
同			川合喜代美	一一三三番地四
同			林田正治	一一二四番地三

就任した役員

同	山本定	同	同	一九八〇番地七
同	橋本弘	同	加茂郡八百津町野上	一〇四番地一
同	大西博行	同	同	一三番地
同	監事 桑原正喜	同	加茂郡八百津町和知	一八五九番地
同	佐藤英明	同	同	九三八番地
同	濱淵晋作	同	加茂郡八百津町野上	二三四七番地一
同	役名 氏名	住所	所	
同	理事 石井弘幸	加茂郡八百津町和知	二二四五番地	
同	長谷川 健	同	一一三三番地一	
同	杉山岩男	同	八二番地二の二	
同	西山信行	同	一五七七番地二	
同	西山博文	同	八五三番地	
同	平塚道治	同	一五五四番地一〇	
同	加藤良治	加茂郡八百津町野上	二二二番地一	
同	石原泰幸	同	一三九七番地一	
同	監事 遠藤幸男	加茂郡八百津町和知	二二五八番地二	
同	小本卓巳	同	一五〇一番地四	
同	橋本和夫	加茂郡八百津町野上	二三四七番地一	

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同法第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

え な 土 地 改 良 区	土 地 改 良 区 名
平成二四・四・二二	認 可 年 月 日

平成二十四年四月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社